

一般事業主行動計画の策定と くるみん・プラチナくるみん認定について

<☆次世代育成支援対策推進法とは…>

○次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から施行されている法律です。

○この法律において、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定し・外部へ公表、労働者へ周知するとともに、策定した旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされています。（100人以下の企業は努力義務）

<☆モデル行動計画・一般事業主行動計画策定・変更届、くるみん認定申請書様式、プラチナくるみん認定様式等のダウンロードについては[こちら](#)>

～行動計画の策定から実施、くるみん認定、プラチナくるみん認定の流れ～

① 自社の現状や労働者のニーズの把握

② ①を踏まえて行動計画を策定

③ 行動計画を公表し、労働者に周知（②からおおむね3か月以内）

④ 行動計画を策定した旨を都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ届出（②からおおむね3か月以内）

⑤ 行動計画の実施

（「子育てサポート企業」としてくるみん認定を申請する場合）

⑥ 行動計画期間の終了後、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へくるみん認定の申請

⑦ 「子育てサポート企業」として認定
くるみんマークの付与

（くるみん企業が、さらに高い水準の取組を行い、プラチナくるみん認定を申請する場合）

※プラチナくるみん認定を受けるためには、事前にくるみん認定を受けている必要があります。

⑧ くるみん認定後の行動計画の期間終了後、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ、プラチナくるみん認定の申請

⑨ 優良な「子育てサポート企業」として認定
プラチナくるみんマークの付与

⑩ プラチナくるみん認定企業は、行動計画策定の代わりに、次世代育成支援対策の実施状況を公表

